

○核燃料物質等の運搬に関する事務取扱について(例規通達)

昭和 54 年 5 月 30 日

群本例規第 20 号 (保) 警察本部長

〔沿革〕

昭和 61 年 3 月群本例規第 7 号 (務)、62 年 1 月第 2 号 (生保)、平成 10 年 2 月第 4 号 (務)、11 年 3 月第 7 号 (務)、12 年 12 月第 39 号 (務)、13 年 3 月第 5 号 (務)、16 年 3 月第 12 号 (務)、17 年 12 月第 31 号 (生環)、22 年 3 月第 6 号 (務)、12 月第 34 号 (生企)、25 年 3 月第 13 号 (総企) 改正

(概要)

この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に規定する核燃料物質等の

- 運搬届出の受理
- 運搬証明書の交付
- 運搬に関する必要な指示
- 他の都道府県公安委員会への通知
- 報告徴収
- 立入検査

等について、必要な事項を定めたものである。